

届出が不要となっている施設基準について（要確認）

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、報告は不要ですが、診療報酬を算定できませんので、ご注意ください。

記

（届出が不要となっている施設基準の例）

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・連携強化診療情報提供料